

寄付金課税の概要

Q : 会社の寄付金は、税務上全額損金にならない部分があるそうですが、どのようなになっているのですか？

A : 特定の寄付金を除き、損金算入限度額を超える部分は損金に算入することができないこととなっています。

【解説】

法人税では、国や地方公共団体、財務大臣が指定した寄付金など特定の寄付金を除き、会社が支出した寄付金のうち次の算式で求めた損金算入限度額を超える部分の金額は、損金に算入しないこととしています。

これは、寄付金には反対給付がなく損金性に乏しく、損金不算入的性格を有しているけれども、事業遂行上必要な寄付もあることから、一定の損金算入限度額を設けて、これを超える部分は損金不算入としているのです。

損金算入限度額＝

$$\{(期末資本金等の額 \times 当期の月数 / 12 \times 0.25\% + (当期の寄付金支出前の所得金額 \times 2.5\%)\} \times 1/2$$

なお、寄付金の額は、その拠出の形態によって次のように評価、算定します。

- ① 金銭による贈与・・・金銭の額
- ② 金銭以外の資産の贈与・・・資産の贈与時の時価
- ③ 経済的利益の供与・・・供与時の時価
- ④ 資産の低額譲渡・・・資産の譲渡時の時価と対価との差額
- ⑤ 低額での経済的利益の供与・・・供与時の時価と対価との差額

